

令和4・5年度(2022・2023年度)東京都後期高齢者医療保険料率等について

令和4年1月28日開催の令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率等の条例改正が議決されたため、以下のとおり報告する。

1 令和4・5年度保険料率等

		令和4・5年度		【現行】 令和2・3年度	
保険料率		均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
		46,400 円	9.49%	44,100 円	8.72%
対2・3年度比較		2,300 円増	0.77ポイント増		
政令どおりの場合		49,400 円	10.44%	46,700 円	9.41%
1人当たり平均保険料額(年額)		104,842 円(3.7%増)		101,053 円	
賦課限度額		660,000 円		640,000 円	
区市町村負担額(2年分)		約 224 億円		約 217 億円	
保険料の例	単身世帯	公的年金収入 80万円	13,900 円 (700 円増)	13,200 円	
		〃 168万円	21,000 円 (1,300 円増)	19,700 円	
		〃 173万円	37,400 円 (2,300 円増)	35,100 円	
		〃 195万円	63,000 円 (4,400 円増)	58,600 円	
		〃 220万円	100,700 円 (7,000 円増)	93,700 円	
		〃 400万円	264,100 円 (19,900 円増)	244,200 円	
		〃 950万円	660,000 円 (20,000 円増)	640,000 円	

2 令和4・5年度の保険料軽減対策(東京都後期高齢者医療広域連合)

(1) 所得割額に係る軽減対策

引き続き、東京都独自で所得割額に係る保険料の軽減対策を実施する。

賦課のもととなる所得金額(年金収入)	軽減割合
15万円(168万円)以下	50%
20万円(173万円)以下	25%

(2) 保険料率抑制策(3項目の特別対策)

本来は保険料の積算に算入する葬祭費、審査支払手数料、保険料未収金補填分について、引き続き、区市町村の一般財源で負担する。

3 経過及び今後のスケジュール

令和4年 1月 広域連合議会で保険料率等の条例改正

3月 広域連合規約の変更を中野区議会へ提案

広域連合より東京都知事へ規約の変更の届出

7月 当初賦課(令和4年度保険料の賦課通知発送)